

荒川区あらかわ街なか避暑地（クーリングシェルター） 募集要項

1 目的

この要項は、荒川区（以下「区」という。）を含む区域を対象に、熱中症特別警戒情報（改正気候変動適応法第 19 条第 1 項に規定する熱中症特別警戒情報をいう。）が発表された場合に開設する、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を区が指定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

令和 6 年 4 月に全面施行された改正気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号。以下「法」という。）において、指定暑熱避難施設指定制度が創設された。区では、熱中症による健康被害を防止し、区民の生命と健康を守るため、熱中症特別警戒情報発表時にクーリングシェルターとして運用可能な、区内の民間事業者を募集する。

3 募集施設

区内の民間施設

4 指定要件

クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。

- (1) 適当な冷房設備を有すること。
- (2) 椅子等を設置し、3 人以上の利用者が休息できる空間を確保していること。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表された場合だけでなく、熱中症特別警戒情報の発表がない場合においても、クーリングシェルター開放可能日時は、当該施設を無料で区民へ開放できること。

5 指定の申込み

(1) 提出書類

クーリングシェルターとして区の指定を希望する事業者は、荒川区「あらかわ街なか避暑地（クーリングシェルター）」申込書（様式 1）を 1 部、提出すること。

(2) 提出先

環境清掃部 環境課 環境計画係

住所：あらかわエコセンター（荒川区荒川 1-53-20 3階）

FAX：03-5811-6462

メールアドレス：kankyou@city.arakawa.lg.jp

(3) 提出方法

別紙申込書（様式 1）に必要事項を記載の上、持参、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法によって、提出すること。

(4) 提出期間

随時

6 指定までの流れ

- (1) 申込書（様式1）の受領
- (2) 区における申込書の審査
- (3) 協定書の締結
- (4) 施設情報・開放可能日等の公表、区が支給するポスターの掲示
- (5) 運用開始

7 指定後について

(1) 開放の期間

開放する期間は、指定の日から令和7年10月22日（水）までとし、令和8年度以降は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日までとする。

(2) 協定の期間と更新

協定の期間は、指定の日から令和8年3月31日までとし、クーリングシェルターの指定を受けた事業者から事前の申し出がない限り、翌年度以降も毎年度指定を更新するものとする。

(3) 指定の解除

次に該当する場合には、指定を取り消すことがある。

- ① 指定施設が「4 指定要件」を満たさなくなった場合
- ② 事業所、店舗等の閉鎖等により、指定施設が指定基準を満たさなくなった場合
- ③ 指定施設から指定解除の申し出があった場合
- ④ その他指定施設とすることが適当でないと認められるとき

8 問い合わせ先

荒川区環境清掃部環境課環境計画係（あらかわエコセンター3階）

担当：水野、岡本

〒116-0002 荒川区荒川1-53-20

（電話）：03-3802-3164（直通）

（メールアドレス）：kanky@city.arakawa.lg.jp